

# NEWS RELEASE

令和3年12月27日

お客様へ

株式会社 栃木銀行  
取締役頭取 黒本 淳之介

## 「かしこく貯める！iDeCo&つみたてNISA スタートアップキャンペーン」 の実施について

株式会社 栃木銀行（取締役頭取 黒本 淳之介）では、個人のお客様を対象に、下記のとおり、キャンペーンを実施いたしますので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. キャンペーン名称

「かしこく貯める！iDeCo&つみたてNISA スタートアップキャンペーン」

#### 2. キャンペーン期間

令和4年1月4日（火）～令和4年6月30日（木）

#### 3. キャンペーン内容

キャンペーン期間中、以下の「対象のお取引」をいただいたお客様に、もれなく現金  
1,000円をプレゼントいたします。

（それぞれのお申込みで、最大2,000円プレゼント）

#### 《対象のお取引》

（1）iDeCo に新規ご加入いただいたお客様。

\* 移換のお客様は対象となりません。

\* プレゼントは掛金引落口座にお振込みいたします。

# NEWS RELEASE

---

(2) つみたて NISA 口座を新たに開設され、積立投資信託のご契約をいただいたお客様。

\* 一般 NISA 口座から、つみたて NISA 口座への変更も対象といたします。

\* 既につみたて NISA 口座をお持ちのお客様で、新たに積立投資信託のご契約をいただいたお客様も対象といたします。

\* 令和 4 年 9 月末日で積立投資信託の評価額が 5, 0 0 0 円以上のお客様を対象といたします。

\* プレゼントは投資信託の指定口座にお振込みいたします。

# NEWS RELEASE

## 【キャンペーンに関するご留意事項】

- ※本キャンペーンは個人のお客様が対象です。
- ※期間中であっても、金融環境の変化等により、キャンペーン内容を予告なく変更・終了する場合があります。
- ※キャンペーンの条件を満たすお客様は、自動的にプレゼントの対象になります。応募は不要です。
- ※プレゼント入金時（令和4年11月頃）に、口座廃止（相続含む）のお手続きをされている場合本キャンペーンの対象外となります。
- ※プレゼントは課税対象となる場合があります。詳細は所轄の税務署等にご相談ください。

### ●iDeCo について

- ※国民年金基金連合会に加入が認められなかった場合、本キャンペーンの対象外となります。
- ※令和4年9月末日までに口座振替が完了している方が、プレゼントの対象となります。
- ※移換手続や運営管理機関変更に伴い運用指図者となった場合、既存契約掛金の増額、書類不備等は、本キャンペーンの対象外となります。また、当行以外を掛金引落口座に指定した場合は、本キャンペーンの対象外となります。
- ※iDeCo への加入手続きには通常2カ月程かかります。
- ※プレゼントは原則として、iDeCo 掛金引落口座にご入金させていただきます。令和4年11月頃入金予定です。

### ●つみたてNISA について

- ※令和4年1月1日現在で、20歳以上の方がつみたてNISA 口座を開設できます。
- ※当行から税務署に非課税適用申請を行い、税務署の承認後つみたてNISA 口座をご利用いただけます。（承認には約3週間かかります。）
- ※税務署で非承認となった場合、つみたてNISA 口座の開設は取消され、本キャンペーンの対象外となります。
- ※窓口・口座開設&手続きアプリどちらからのお申込みもキャンペーン対象となります。
- ※プレゼントは、投資信託の指定預金口座へご入金させていただきます。令和4年11月頃入金予定です。

# NEWS RELEASE

## 投資信託に関する留意事項

### ●投資信託のリスク

投資信託は値動きのある有価証券等（株式・債券・不動産投資信託証券など）に投資するため投資信託の基準価額は、組入有価証券等の価格変動、金利の変動、為替相場の変動、その発行会社等に係る経営・財務状況、カントリーリスクなどの影響により上下に変動します。

したがって投資元本および分配金は保証されているものではなく、投資元本を割り込むことがあります。（詳しくは、ファンドごとの目論見書および目論見書補完書面等でご確認ください）

### ●対象投資信託の手数料・費用

申込時、保有期間中、換金時に以下の各種手数料や費用がかかります。

#### ①申込時

申込手数料（買付金額に対し、最大 3.3%（税込）の率を乗じた額）

#### ②保有期間中

信託報酬（純資産総額に対し、最大年率 2.42%（税込）の率を乗じた額）

その他費用（監査費用、有価証券売買委託手数料、信託事務の諸費用など）

#### ③換金時

信託財産留保額（換金時に適用される基準価額に対し、最大 0.5%）

公社債投資信託の場合（換金手数料として、1 万口につき最大 110 円（税抜 100 円））

※上記各種手数料や費用の上限値は、今後、取扱うファンドの追加や償還等により変更になる場合があります。また、その他費用や上記①～③の合計額については、保有期間や運用状況などに応じて異なるため、あらかじめ表示することはできません。（詳しくは、ファンドごとの目論見書・目論見書補完書面等でご確認ください。）

※上記手数料および手数料率等は、令和 3 年 12 月 1 日現在の消費税率（10%）で算出しています。

### ●その他の留意事項

- ・投資信託は円預金とは異なり、預金保険制度の対象ではありません。また、栃木銀行でご購入いただいた投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。
- ・栃木銀行は投資信託の販売会社であり、投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行い、信託財産の保管・管理は信託銀行が行います。
- ・投資信託の分配金には「普通分配金」と「元本払戻金（特別分配金）」があり、「元本払戻金（特別分配金）」は実質的には元本の一部払戻しに相当するものです。
- ・投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入されたお客さまに帰属します。投資信託のお取引に関しては、クーリング・オフ制度（書面による解除）の対象ではありません。
- ・投資信託をご購入の際は、最新の契約締結前交付書面（目論見書および目論見書補完書面等を十分お読みのうえ、ご自身でご判断ください。契約締結前交付書面は、窓口にて用意しております。また、インターネットで投資信託をご購入の際は、申込みの都度、PDF ファイル形式の契約締結前交付書面（目論見書および目論見書補完書面等）を十分にお読みのうえご自身でご判断ください。

# NEWS RELEASE

## ●一般 NISA・ジュニア NISA 口座に関する留意点について

- ・令和 3 年 12 月 1 日時点のものであります。
- ・当行の一般 NISA・ジュニア NISA 口座でご購入いただける商品は「株式投資信託」のみとなります。（上場株式等はお取り扱いしておりません。）
- ・他の課税口座で保有している投資信託を一般 NISA・ジュニア NISA 口座に移管することはできません。
- ・一般 NISA・ジュニア NISA 口座開設にあたっては 1 人 1 口座（1 金融機関等）のみとなります。なお、一般 NISA 口座は平成 27 年 1 月から一定の手続きのもと金融機関の変更が可能となりましたが、ジュニア NISA 口座については金融機関等の変更ができません。変更しようとする年分の非課税管理勘定で投資信託等を購入（分配金再投資による購入を含む）していた場合、その年分は他の金融機関への変更や一般 NISA 口座廃止後の再開設ができません。また金融機関を変更する場合、変更前の金融機関で保有中の投資信託等を、変更後の金融機関に移すことはできません。
- ・1 年間の非課税投資枠をその年にすべて使わなかった場合、残りの枠を翌年以降へ繰り越すことはできません。
- ・非課税期間中においては自由に売却できますが、売却部分の非課税投資枠は再利用できません。
- ・一般 NISA・ジュニア NISA 口座の取引において売却時に損失（譲渡損失）が発生しても、他の口座との損益通算や損失の繰越控除はできません。
- ・一般 NISA・ジュニア NISA 口座の特定口座等へ移管した場合、税務上、ファンドの取得価額は移管時の時価となります。また、払出日に価格が下落していた場合でも、当初の取得価額と払出日の時価との差額に係る損失はないものとされます。
- ・投資信託における「元本払戻金（特別分配金）」はそもそも課税の対象外であり、一般 NISA・ジュニア NISA 口座によるメリットを享受できるものではありません。
- ・株式投資信託の分配金の再投資（自動買付け）が行われた場合でも、当該再投資分は非課税の投資額に算入されますので、その分非課税投資枠の残りが少なくなります。なお、分配金再投資により非課税投資枠を超える場合、その時の再投資額すべてが課税口座で投資されます。
- ・NISA 口座に設定される非課税投資枠は、「非課税管理勘定」（一般 NISA）または「累積投資勘定」（つみたて NISA）のいずれかを選択していただきます。同一年に両方を利用することはできません。

## iDeCo に関する留意事項

- ・原則として、途中で解約、引出しを行うことはできません。受給は原則 60 歳からとなりますが、「加入期間が 10 年未満の場合、61 歳～65 歳以降になります。お受取金額は、商品の運用実績に応じて変わります。
- ・国民年金基金連合会や運営管理機関、事務委託先金融機関に対し加入・移換時手数料や管理手数料等の各種手数料がかかります。加入には加入資格を満たしていることが必要です。国民年金の保険料の免除、納付猶予を受けている場合、または、農業者年金の被保険者はご加入できません。企業年金等とは、企業型確定拠出年金、確定給付企業年金、厚生年金基金、石炭鉱業年金基金です。お勤め先の企業型確定拠出年金に加入している方は同年金制度の規約で個人型確定拠出年金への加入を認めている場合のみ加入できます。

# NEWS RELEASE

## 販売会社の概要

商号等：株式会社栃木銀行 登録金融機関 関東財務局長（登金）第57号

加入協会：日本証券業協会

当行の苦情処理設置及び紛争解決措置（下記機関を利用）

- ・一般社団法人全国銀行協会 全国銀行協会相談室  
電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772
- ・特定非営利法人活動 証券・金融商品あっせん相談センター  
電話番号 0120-64-5005

受付日（共通） 平日（月～金）[銀行休業日を除く] 受付時間（共通） 9：00～17：00